

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 2 月 25 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国 民 年 金 関 係 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500746 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500269 号

## 第1 結論

請求者のA社（後に、B社。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 46 年 10 月 1 日から同年 9 月 21 日に訂正し、昭和 46 年 9 月の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

昭和 46 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 46 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 51 年 3 月 20 日から同年 9 月 16 日まで

D社（現在は、C社）及びA社に継続して服飾デザイナーとして勤務した期間のうち請求期間①の被保険者記録がない。また、E社及びF社（現在は、G社）に継続して服飾デザイナーとして勤務した期間のうち請求期間②の被保険者記録がない。請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、C社の担当者並びにD社及びA社の複数の従業員の陳述から判断すると、請求者は、A社に継続して勤務（昭和 46 年 9 月 21 日にD社からA社に異動）し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和 46 年 10 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の担当者は、昭和 46 年 9 月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないこと

を認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 46 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、E 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿謄本により、既に解散していることが確認できる上、請求期間②当時の代表取締役及び請求者が当時の上司だったとする者も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、E 社の解散時の代表取締役は、請求者の同社における在籍の有無等については分からぬ旨回答しており、請求期間②に同社において被保険者記録が確認できる 9 人に照会したもの、請求者の勤務期間について記憶する者はいないことから、請求者の請求期間②における勤務実態を確認することができない。

一方、雇用保険の加入記録によると、F 社における資格取得年月日は、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している上、G 社は、請求期間②に係る請求者の F 社における在籍を確認できる資料はないとしているものの、請求期間②に同社において被保険者記録が確認できる 14 人に照会したところ、回答のあった 9 人のうちの一人は、自身が入社した昭和 51 年 3 月中旬から請求者と一緒に仕事をした旨回答していることから、請求者が請求期間②に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、G 社は、F 社が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を控除したか否かは不明である旨回答しており、同社の請求期間②当初の代表取締役及び G 社の社会保険事務の担当者は、当時、デザイナー職は、厚生年金保険の加入の判断を従業員に委ねていた旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500813 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500096 号

## 第1 結論

昭和 37 年 12 月から昭和 46 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 17 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 37 年 12 月から昭和 46 年 9 月まで

私は、30 歳の昭和 47 年頃、亡くなった母親から「国民年金は 10 年掛けたから、もう良いね。」と聞いた。請求期間当時、実家は小売業を営んでおり郵便局の人が来ていたので、その人に母親が国民年金保険料を納付したと思う。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の任意加入者に係る資格取得日から平成 3 年 5 月頃に払い出されたと推認できる上、請求期間を請求者の国民年金被保険者期間とする資格処理は、オンライン記録によると平成 3 年 5 月 16 日に行われていることが確認でき、平成 3 年 5 月頃まで、請求期間は国民年金保険料を納付することができない未加入期間であったと判断できる。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないかったことから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況を確認することができない。

さらに、請求期間は合計 106 か月と長期に及び、これだけの期間の事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

なお、国民年金受付処理簿によれば、請求者が請求期間当時居住していた市において、昭和 40 年 12 月頃に、住所が記載されていないものの、該当ページの記載内容から請求者の住所と同一地区において、氏名（フリガナ）及び生年月日が請求者と一致する者に対して前述の記号番号とは別の記号番号が払い出されており、この記号番号は請求者の記号番号である可能性が高いが、受付処理簿及び同市の年度別納付状況リスト（昭和 57 年 12 月作成）には、該当者の

住所が居所不明であることを意味する「不在 44」及び「フザイ」の表示が記されている上、この記号番号に基づく納付記録も確認できない。

そのほか、請求者の母親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500900 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500270 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 26 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から昭和 54 年 7 月 3 日まで

B 店に勤務した期間のうち、同店舗を A 社が経営していた期間の厚生年金保険の加入記録がない。在職中に歯科医院に通院していたが、治療代については被保険者であるため本人負担額がなかったと記憶しているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において A 社が経営する B 店に勤務し、昭和 54 年 7 月頃に C 社に経営譲渡された旨陳述していることから、オンライン記録により、請求者と同日の昭和 54 年 7 月 3 日に C 社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 8 人に照会したところ、回答のあった二人のうちの一人は、昭和 50 年 11 月頃に A 社に入社し、B 店に勤務した時には既に請求者は勤務していた旨陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、請求者が請求期間内に B 店に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本を確認することができない上、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できることから、代表取締役等を確認できず、請求者の同社における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者は A 社における給与明細書を保有しておらず、上記回答のあった二人も、同社に勤務した期間の給与明細書を保有していないことから、請求者の同社における保険料控除を確認することができない上、うち一人は、同社が経営する B 店に勤務していた旨陳述している期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、請求者は、A 社の在職期間中に歯科医院に通院していたとしているものの、当該歯科医院の名称及び所在地を記憶していないことから、当該歯科医院において使用した保険証に

について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。